

夏期臨時地域児童育成会について

申請該当校：宝塚小・宝塚第一小・安倉小・長尾小・山手台小・光明小（未成小の児童含む）

●放課後児童クラブの待機児童対策として、待機児童が多く見込まれる校区を中心に、夏季休業期間中の臨時育成会を実施します。

※通年で実施している地域児童育成会と別で実施するもので、実施場所や職員等が異なります。

●申請方法について

①オンライン申請をご利用の方（マイナアプリ及びマイナンバーカード必須）

通年の申請フォームより通年用の申請とあわせて夏期臨時地域児童育成会の申請も同時に行うことができます。オンライン申請とは別で紙媒体による提出は不要です。

オンライン申請は右の2次元コードから申請できます。



②紙の書類で申請される方

「通年用の申請書類一式」に加え、同封の「夏期臨時地域児童育成会利用申請書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。



なお、書類は下記 URL または右の二次元コードからもダウンロードできます。

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1060680/1060699/1061569/1009267/1063870.html>

●重要 夏期臨時地域児童育成会入所になった場合の「通年申請の待機」について

（令和9年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に申請します。）
を選択された方

対象となるお子様の学年によって通年申請の待機順位の取り扱いが変わります。

該当する学年の項目を必ずご確認ください。

■新1～3年生（低学年）の方へ

夏期臨時地域児童育成会の入所が決まっても、通年の待機順位は「そのまま継続(維持)」されます。

（お手続きは不要です）

※申請時から状況が変わり、通年の利用が不要になった場合は、速やかにアフタースクール課へご連絡ください。

■新4～6年生（高学年）の方へ

夏期臨時地域児童育成会の入所が決まると、通年の待機は自動的に辞退扱いとなります。

引き続き通年の待機の維持を希望される方は、5月初旬に送付する「夏期臨時地域児童育成会入所許可通知書」に同封の書類にてその旨、回答をお願いいたします。

●令和9年度夏期臨時地域児童育成会について

(1) 夏期臨時地域児童育成会運営対象校

① (校区内のみ) 宝塚小・宝塚第一小・長尾小・山手台小

② (校区外あり) 光明小(未成小の児童含む)・安倉小

※光明小・未成小・安倉小校区の方が優先になります。

※校区外の方は保護者の送迎が必要になります。

※未成小の児童が光明小へ徒歩で行く場合、保護者の送迎は不要です。

(2) 入所対象児童

令和9年度宝塚市放課後児童クラブの早期申請を行っている方

※上記(1)①の場合、実施対象校の校区内に居住していること。または、実施対象校に通学していること。

上記(1)②の場合、宝塚市内に居住していること。または宝塚市立小学校に通学していること。

※支援を要する児童(療育手帳所持・特別支援学級在籍等)はお子様を安全にお預かりする環境の確保が困難なため、加配の有無に関わらず申請できません。

(3) 入所定員 30人程度

通年入所の空き状況を踏まえ、一定数(5人程度)に満たない場合は、「夏期臨時地域児童育成会」が実施できない場合があります。その場合は、通年入所もしくは通年入所での待機となります。

(4) 開所期間 令和9年度宝塚市立小学校夏季休業期間

うち休所日：土曜日・日曜日・祝日並びに8月13日、16日

夏期臨時地域児童育成会では延長保育・土曜日保育を実施しません。

(5) 開所時間 午前8時15分～午後5時まで

(6) 育成料 児童1人20,000円(夏季休業期間)

下のお子さま2人目は半額、3人目以降は無料になります。

夏季休業期間中の入退所や当該期間の全てを欠席された場合も、当該期間の育成料は全額納付していただきます。なお、育成料については減免制度があります。

(7) その他

- ・夏期臨時地域児童育成会が定員を超えた場合は、通年入所もしくは通年入所での待機となる場合があります。
- ・民間放課後児童クラブがある学校区で、早期二次、三次申請で別の放課後児童クラブに申請される場合は、早期一次申請で提出された夏期臨時地域児童育成会利用申請書の内容を適用します。